

老介発0526第2号  
平成28年5月26日

各都道府県介護保険主管部（局）御中

厚生労働省老健局介護保険計画課長  
（ 公 印 省 略 ）

「特定入所者介護（予防）サービス費における非課税年金勘案について」の周知について（協力依頼）

「介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成28年厚生労働省令第35号）」、「介護保険法第五十一条の三第二項第一号及び第六十一条の三第二項第一号に規定する食費の負担限度額の一部を改正する件（平成28年厚生労働省告示第79号）」、「介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び同法第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額の一部を改正する件（平成28年厚生労働省告示第80号）」等により、平成28年8月1日から、特定入所者介護（予防）サービス費の利用者負担段階第2段階の判定の際に、課税年金収入等に加えて、非課税年金収入を勘案する見直し等が予定されています。この見直し内容の周知について、今般、当省より以下のとおり関係団体宛てに協力依頼文を送付しておりますのでお知らせするとともに、可能な範囲で協力が得られるよう、貴管内の関係団体等へも同内容についてご周知いただきますようお願い申し上げます。

#### 記

##### 送付団体

- ・一般社団法人 日本介護支援専門員協会
- ・一般社団法人 日本慢性期医療協会
- ・公益社団法人 全国老人保健施設協会
- ・公益社団法人 全国老人福祉施設協議会
- ・公益社団法人 日本医師会
- ・社会福祉法人 全国社会福祉協議会

・ 社会福祉法人 全国社会福祉協議会全国社会福祉法人経営者協議会

《関係団体の長》

厚生労働省老健局介護保険計画課長

特定入所者介護（予防）サービス費における非課税年金勘案等についての周知  
について（協力依頼）

介護保険制度の円滑な運営につきましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成 28 年 8 月 1 日から、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）等の一部改正により、特定入所者介護（予防）サービス費の支給要件の見直しが施行されます。

つきましては、見直しの内容を下記のとおりまとめましたので御理解いただくとともに、貴会会員施設又は貴会会員への周知について、特段の御配慮及び御協力をいただきますようお願い申し上げます。

## 記

### 1. 非課税年金勘案

平成 28 年 8 月 1 日から、特定入所者介護（予防）サービス費の利用者負担段階第 2 段階の判定の際に、課税年金収入等に加えて、非課税年金（遺族年金・障害年金）収入を勘案することとなります。当該見直しにより、従来第 2 段階の負担限度額が適用されていた者について、一定額以上の非課税年金収入がある場合には第 3 段階の負担限度額が適用されることがあります。ただし、特定入所者介護（予防）サービス費を受けられなくなることはありません。

また、これに伴い、被保険者から補足給付の申請を受け付ける際に提出する介護保険負担限度額認定申請書に、非課税年金の種別を記入いただくこととなります。

### 2. 課税層に対する特例減額措置の見直し

特定入所者介護サービス費の課税層に対する特例減額措置の判定基準の 1

つである、公的年金等の収入金額と年金所得以外の合計所得金額から、長期譲渡所得及び短期譲渡所得の特別控除額を控除することとしました。この結果、土地収用等により一時的に所得が上昇した者についても、特例減額措置の適用を受け、引き続き特定入所者介護サービス費を受給し得ることとなります。

※ 課税層に対する特例減額措置とは、特定入所者介護サービス費の第4段階に該当する者のうち、以下の要件を全て満たした者が特例的に第3段階の負担軽減を受けられるものである。（以下は見直し後の要件）

- ① 属する世帯の構成員の数が2以上（施設入所により世帯が分かれた場合も、なお同一世帯とみなす。②～⑥において同じ。）
- ② 介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所し、利用者負担第4段階の食費・居住費を負担
- ③ 全ての世帯員及び配偶者について、サービスを受けた日の属する年の前年の公的年金等の収入金額と年金以外の合計所得金額（長期譲渡所得又は短期譲渡所得の特別控除の適用がある場合には、控除すべき金額を控除して得た額）の合計額から、利用者負担、食費及び居住費の年額見込みの合計額を控除した額が80万円以下
- ④ 全ての世帯員及び配偶者について、現金、預貯金、合同運用信託、公募公社債等運用投資信託及び有価証券の合計額が450万円以下
- ⑤ 全ての世帯員及び配偶者について、居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していない
- ⑥ 全ての世帯員及び配偶者について、介護保険料を滞納していない